

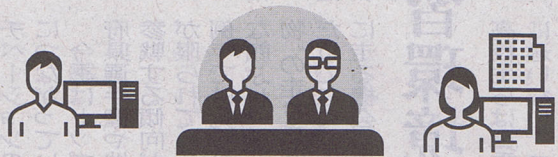
ウェブ上で労働審判

ウェブ会議による労働審判の流れ

①労働者や雇用主が申し立て



②審判官、審判員が審理(当事者はオンラインで参加)



③オンライン上で調停成立、審判の告知

民事訴訟の手続きをオンラインで進める目的で、労働審判制度にも導入され2月に始まった「ウェブ」が、従業員らと雇の取材で分かった。7月

コロナ禍の紛争解決に対応

迅速化・負担軽減へ期待

にまず18件(速報値)で活用された。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、解雇や雇い止めなどを巡る労働問題の増加が懸念される。オンライン活用で審理の迅速化を図り、当事者の利便性も高める。

労働審判は解雇や給料の不払いなどのトラブルを取り扱う。裁判官である審判官1人と、労働分野の専門知識を持つ審判員2人が審理する。争点整理や証拠調べ、調停を原則非公開で3回以内の期日に終える。期日内に調停が成立しなければ審判を下す。審判に異議

ウェブ会議はビデオ会議システムで裁判所と弁護士事務所をつなぎ、裁判所が扱う紛争解決の手続きを行う仕組みだ。

民事訴訟では非公開の争点整理で活用されているが、公開の法廷で聞く口頭弁論や判決の期日は対象外としている。一方、労働審判の場合は申し立て以降の事実関係や法的な主張の確認から、調停や審判の告知までを裁判所に出向かずにオンラインで実施できる。

関係者によると、労働審判でウェブ会議を使うことは当初想定されていた。新型コロナウイルス禍で解雇などが今後増える見通しで、労働問題の迅速化や当事者の負担を減らすため導入することにした。東京、

大阪、名古屋など13地裁で導入され、7月に入っ

て実際に18件の期日で使われた。民事訴訟のウェブ会議は2月から8地裁、知財高裁の計9カ所で運用が始まっている。2月は134件、3月は348件と増加。ただ、緊急事態宣言を受けて感染拡大を防ぐため、口頭弁論など多くの期日が取り消され、ウェブ会議対象の争点整理も減って4、5月はいずれも80件台にとどまった。5月11日には横浜、京都など5地裁が加わった。宣言解除後は6月が600件、7月が1422件と急増しており、裁判所への出頭を減らすと積極的に運用されている。